

令和2年9月14日（月曜日）

美里町議会全員協議会会議録

美里町議会全員協議会

令和2年9月14日（月曜日）

出席議員（16名）

1番	吉田真悦君	2番	鈴木宏通君
3番	村松秀雄君	4番	吉田二郎君
5番	平吹俊雄君	6番	手島牧世君
7番	佐野善弘君	8番	藤田洋一君
9番	山岸三男君	10番	柳田政喜君
11番	前原吉宏君	12番	櫻井功紀君
13番	福田淑子君	14番	千葉一男君
15番	我妻薫君	16番	大橋昭太郎君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長部局

町長	相澤清一君
副町長	須田政好君
総務課長	佐々木義則君
健康福祉課長兼新型コロナウイルス感染症対策室長	菊地知代子君
南郷病院事務長	日野剛君
町民生活課長	菊地卓昭君
町民生活課課長補佐	阿部伸二君

議会事務局職員出席者

議会事務局長	佐藤俊幸君
事務局次長兼議事調査係長	齊藤美穂君

議事日程

令和2年9月14日（月曜日） 午後4時05分開会

第1 開 会

第2 議長挨拶

第3 説明及び意見を求める事項

- 1) インフルエンザ予防接種にかかる助成について
- 2) 農林業系汚染廃棄物の処理について

第4 その他

第5 閉 会

午後4時03分 開会

○議長（大橋昭太郎君） 先ほどまでの特別委員会、大変御苦勞さまでした。

ただいまから全員協議会を開きます。

本日、町長からの説明及び意見を求める事項は2件です。

どうぞスムーズに全員協議会が進められるようよろしくお願いします。

本日の全員協議会、全員出席です。

ただいまから会議を始めます。

まず最初に、町長から挨拶をお願いいたします。

○町長（相澤清一君） 大変御苦勞さまでございます。

9月会議、本当に御苦勞さまでございます。今日大変お疲れのところ申し訳ございません。

本日は議長のお取り計らいにより議会全員協議会を開催していただき、厚く御礼申し上げます。

本日全員協議会で御説明申し上げますのは、1点目はインフルエンザ予防接種にかかる助成について、2点目は農林業系汚染廃棄物の処理についてでございます。

初めに、1点目のインフルエンザ予防接種にかかる助成について御説明申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大が収束しない中、今後新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザウイルス感染症の混合流行が懸念されているところでございます。本町といたしましては、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザウイルス感染症の混合流行を避けるため、インフルエンザ予防接種の費用に対して助成することから、インフルエンザワクチンの接種を促し、インフルエンザ罹患者の発生を抑制したいと考えておるところでございます。本日はインフルエンザ予防接種助成事業の事業内容について御説明申し上げます。詳細につきましては後ほど健康福祉課長から御説明申し上げます。

次に、2点目の農林業系汚染廃棄物の処理について御説明申し上げます。

農林業系汚染廃棄物の処理については、去る5月28日の議会全員協議会で焼却処理の内容について御説明申し上げ、議会6月会議において必要な予算をお認めいただきました。しかし、8月に開催された1市2町による農林業系汚染廃棄物の処理担当課長及び担当者会議において、涌谷町より、今年度は焼却処理を実施しないとのことから、当初に計画した両町による前処理施設の共同利用などの一体的な取組は行わず、それぞれの町が単独で焼却処理を行う方向で検討してまいりました。その後、環境省や大崎地域広域行政事務組合と協議を重ね、町が個別に前処理施設を設置し、単独で前処理業務を行うことで環境省から内諾を得たことから、本町と

しては単独で実施したいと考えてございます。

本日は、農林業系汚染廃棄物の処理に係るこれまでの経過、処理を単独で実施する場合の業務の概要、業務の工程、前処理施設の配置計画及び業務に係る経費について御説明申し上げるものでございます。詳細については後ほど町民生活課長から御説明申し上げます。

議員の皆様のご理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます。終わります。

○議長（大橋昭太郎君） それでは早速、説明及び意見を求める事項、1）インフルエンザ予防接種にかかる助成についてに入ります。

それでは、総務課長をお願いします。

○総務課長（佐々木義則君） それでは、1点目のインフルエンザ予防接種にかかる助成についての説明員を紹介させていただきます。健康福祉課長の菊地でございます。

○健康福祉課長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（菊地知代子君） 菊地です。よろしくお願いいたします。

○総務課長（佐々木義則君） 南郷病院事務長の日野でございます。

○南郷病院事務長（日野 剛君） 日野です。よろしくお願いいたします。

○総務課長（佐々木義則君） それでは早速、健康福祉課長より説明を行います。

○議長（大橋昭太郎君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（菊地知代子君） よろしく申し上げます。

資料のほうは、表題といたしまして、インフルエンザ予防接種に係る助成についての資料に基づきまして説明をさせていただきます。

事業の概要といたしましては、町長先に申し述べましたように、新型コロナウイルス感染症と季節性インフルエンザウイルス感染症の混合流行を避けるため、インフルエンザ予防接種の費用に対しまして助成することから、インフルエンザワクチンの接種を促しまして、インフルエンザ罹患者の発生、重症化を抑制するものでございます。

助成対象者につきまして検討したところですが、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部より事務連絡がございまして、その内容としましては、インフルエンザワクチンの優先的な接種対象者の呼びかけについてという通知でございまして、ワクチン量は約6,300万人分を供給予定としており、より必要とされる方に確実に届くよう協力をお願いするという内容でございました。その内容を受けまして、町でも日本感染症学会等で提言されております、接種が強く推奨される方々に対しまして接種を促し、インフルエンザの集団感染や重症化予防がで

きるよう、対象者を次のとおりとして実施をするものでございます。

2番目の助成対象者につきましてですが、年齢は接種日におけます年齢となります。

①65歳以上の高齢者。

②60歳以上65歳未満で、心臓、腎臓、呼吸器機能に身体障害者手帳1級相当の障害がある方。

この①、②につきましては、予防接種法に基づきます定期予防接種の対象者になってございます。

③としまして、65歳未満で、心臓、腎臓機能に身障手帳1級相当の障害がある方、人工透析を受けている方、呼吸器機能に身体障害者手帳1級から4級相当の障害がある方及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に身障手帳1級相当の障害がある方。

④としまして、1歳から中学3年生までの幼児、児童及び生徒ということで、昨年度までの年齢から拡大をしております。

⑤として、妊婦。

⑥として、町内の町立南郷病院を除きます医療機関に勤務する医療従事者を助成対象といたします。

3番としまして、助成する金額でございます。

(1)としまして、上記にあります助成対象者の①から⑤までにつきましては、インフルエンザ予防接種に要した費用の全額を助成いたします。

(2)としまして、上記助成対象者の⑥、医療機関に勤務する医療従事者につきましては、インフルエンザ予防接種に要した費用の一部として、1人当たり2,000円を助成する。

4番としまして、助成対象となる接種期間ですが、令和2年10月1日から令和2年12月31日までに接種した方を対象といたします。

5番としまして、助成の方法でございます。

(1)上記助成対象者の①、②及び④につきましては、接種者の皆さんは医療機関の窓口での支払いを行わず、費用の全額を町から医療機関に支払います。契約しております医療機関以外での接種の場合は、次に述べます手続と同じになります。

(2)といたしまして、助成対象者の③及び⑤についてですが、医療機関の窓口では接種に要した費用を一旦お支払いいただきます。支払った金額を町に補助金交付申請として行いまして、町から申請された口座のほうに補助金として交付をいたします。

(3)としまして、医療従事者の方々についてでございます。医療機関が従業員1人当たり2,000円の金額を町に補助金交付申請として行いまして、町から相当額を病院のほうへ補助金と

して交付するというものでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（大橋昭太郎君） ただいま説明をいただきました。皆さんのほうから意見、質問等、何かありませんか。平吹議員。

○5番（平吹俊雄君） まず、助成対象者ですけれども、①から⑥以外は助成対象外ということですか。

○議長（大橋昭太郎君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（菊地知代子君） そのとおりでございます。

○議長（大橋昭太郎君） 平吹議員。

○5番（平吹俊雄君） それから、接種者、これは予約が必要なんですか。それとも直接行っても接種はできるんですか。

○議長（大橋昭太郎君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（菊地知代子君） 医療機関によりまして、予約が必要な医療機関と、直接受診によりまして接種ができる医療機関と、それぞれございます。

○議長（大橋昭太郎君） 平吹議員。

○5番（平吹俊雄君） 南郷病院はどうですか。

○議長（大橋昭太郎君） 南郷病院事務長。

○南郷病院事務長（日野 剛君） 南郷病院につきましては、予約は不要でございます。（「分かりました」の声あり）

○議長（大橋昭太郎君） よろしいですか。ほかにもございませんか。村松議員。

○3番（村松秀雄君） 助成の方法の（1）の契約医療機関というのは、町内の民間の病院どこでもいっていいこといいんですね。南郷病院含めて、町内であれば。それとも町外もあるんですか。対象病院は。

○議長（大橋昭太郎君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（菊地知代子君） 遠田郡医師会の中で契約させていただいている医療機関と、さらには宮城県医師会を通しまして協力いただける医療機関もございまして、遠田郡以外の部分につきましては、一旦健康福祉課等にお問合せをいただきながら御案内をさせていただこうと思っておりますが、郡内の医療機関につきましては、

今後広報やホームページ等でお知らせをさせていただきたいと考えております。

○議長（大橋昭太郎君） 村松議員。

○3番（村松秀雄君） 遠田郡内、公立、民間、医療機関はオーケーということで、その予約はまた別で。それでかかれるということですよね。注射だけですけどね。

○議長（大橋昭太郎君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（菊地知代子君） 中には予防接種を受けないという医療機関や、小児は受けないというような医療機関もございますので、そういったところも併せてお知らせのほうには載せさせていただく予定としております。（「分かりました」の声あり）

○議長（大橋昭太郎君） 吉田二郎議員。

○4番（吉田二郎君） 5番の助成の方法で、③と⑤が一度支払ってから手続になっているんだけれども、なぜこれは一緒にならないで、①、②と何ぼにならないで、③、⑤だけがそういうふうに分けられたんですか。

○議長（大橋昭太郎君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（菊地知代子君） ただいま遠田郡医師会のほうとも協議を進めさせていただいている段階なんですけれども、もともと定期の予防接種になります①、②、それから④は1歳から13歳未満につきましては今までも契約をさせていただいていたということになりまして、その④につきましては年齢を拡大するというので今御了解をいただくようなお知らせをさせていただいている段階なんですけれども、それ以外の③と⑤につきましては、もともと契約させていただいている対象になっていなかったということや、特に妊婦などは主治医の方に御相談をいただいた上で接種をいただくことが望ましいと思いますので、まずは③の、結局障害をお持ちの方々もなんですけれども、主治医の先生に御相談をいただいた上で接種をお願いしたいということもございまして、一旦お支払いいただいてというような内容とさせていただいております。

○議長（大橋昭太郎君） 吉田議員。

○4番（吉田二郎君） その内容は分かりました。

そうすると、じゃあこの方、③、⑤、一度支払いして、立て替えて、今度それから、町のほうから逆に戻ってくるのは何か月先か、まだそこまで分からない。

○議長（大橋昭太郎君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（菊地知代子君） 新たに対象となります

方々、定期予防接種以外の方々には、予算をお認めいただいた後に、事業について個別通知でお知らせをしようと考えております。その際には、接種後約1か月程度後には申請などをいただけるようにというような内容を盛り込もうと考えております。

○議長（大橋昭太郎君） 前原議員。

○11番（前原吉宏君） 私からは、この告知の方法と時期、教えてください。

あと、その告知の中に、卵ですよ、インフルエンザの予防ワクチン。なので、当然アレルギーの方、注意点とかも記載するんでしょうけれども、それもまとめて当然あると思うんですけども、その方法とかを教えてください。

○議長（大橋昭太郎君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（菊地知代子君） お知らせの方法といたしましては、先ほども申し上げましたが、一つは10月の広報紙、それから町のホームページ、それと定期接種以外の方々には個別通知をさせていただき予定としております。それから、時期につきましては、10月1日早々には、個別通知も併せてなんですけど、お知らせをするということになってございます。

接種に対しての注意事項等は、新たに接種をするような小児の方々には問診票、予診票、説明書も入ったものとしてお知らせをしようと思っておりますので、そこで確認をいただこうと思っております。定期接種の方につきましては、医療機関に備付けの予防接種等で先生からの説明を受けながら確認をいただくという方法を考えております。

○議長（大橋昭太郎君） ほかにございませんか。手島議員。

○6番（手島牧世君） この（2）の個別通知を行いますというところなんですけれども、申請の手続等に関してどういった流れになるのか、そのときにもう補助金申請の用紙があるとか、そういったものを同封するのか、お願いいたします。

○議長（大橋昭太郎君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（菊地知代子君） 個別通知の中には、協力いただけるような医療機関名も載せさせていただくようなお知らせにしようと考えております。広報の中身と同じものを入れようと思っておりますし、あと問診票、予診票と、その医療機関以外であれば償還払いの補助金の申請用紙も併せてお知らせをするというふうに考えてございますので、手続の仕方についてもお知らせをする中身となってございます。

○議長（大橋昭太郎君） ほかにございませんか。吉田眞悦議員。

○1番（吉田眞悦君） ちょっと確認で、これ全体で今把握している、これに該当する総人数と

というのはどれぐらいを見ているのかと、まず最初に1点ずつ聞きたいと思います。対象者、①から⑥までですね。だから、担当課として、人数は全部合わせるとどれぐらいの対象人数になるというように見られているんですかということです。

○議長（大橋昭太郎君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（菊地知代子君） ①につきましては……（「全部でいいから。例えば1万5,000人ですとか」の声あり）それぞれ言わせていただきます、すみません。

①の65歳以上の方々につきましては約8,530人。②の身障手帳で定期の対象の方は14人。③の65歳未満で定期以外の身障手帳をお持ちの方は26人。④の1歳から中学3年生までは2,780人。妊婦につきましては50人でございまして、⑥は先日、361人です。医療機関……。

○議長（大橋昭太郎君） 吉田議員。

○1番（吉田眞悦君） 今ちょっと人数お聞きしたというのは、ワクチンの、逆に今年は年齢層の対象を広げたのと、新型コロナの関係で、例年と比べれば希望者が多く出るんじゃないのかというふうな予想が持てます。それで、全国で6,300万人分用意しますって、そしたら本町の1万2,000人弱ぐらいかな、合計すると。対象者だから、全員がするという確証ではないけれども、それに伴ってのワクチンというものについては、もう間に合うということの解釈でよろしいんですね。その10月1日からの接種期間で。そこの確認はどうなんでしょう。

○議長（大橋昭太郎君） 南郷病院事務長。

○南郷病院事務長（日野 剛君） それでは、私のほうから、ワクチンの関係です。

通常ワクチンにつきましては、各医療機関が卸会社を通して製薬会社に発注するというような流れになっております。その実数につきましては、前年度実績、それを大体元にして発注、予約する感じになっております。

南郷病院に関しましては、前年1,400人分を予約していましたが、今年度は1,600人分の予約数を入れております。ただ、それに多少上乘せをお願いするというような、あらかじめの、最大で2,000人ぐらいはお願いしたいというようなことはお話しております。

○議長（大橋昭太郎君） 吉田議員。

○1番（吉田眞悦君） 当然、医療機関は南郷病院だけではないので、接種するところは。担当課としてもやはり数的なものについては定期的にでもやっぱり確認をしていたほうが、町民惑わないように。そういうふうに思います。

それと、これは医療機関、南郷病院以外の医療機関での確認ですけれども、これは歯医者や

いろいろな部分も含めると、医療機関ですから当然そういう範疇、全てのだと思いますが、これ町内、美里町内の医療機関であれば、他市町から通っている従業員も全てそれに該当して助成対象だということでもいいんですね。

○議長（大橋昭太郎君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長兼新型コロナウイルス感染症対策室長（菊地知代子君） そのように考えてございます。

○議長（大橋昭太郎君） ほかにございませんか。よろしいですか。（「はい」の声あり）

それでは、ないようですので、以上でこのインフルエンザ予防接種にかかる助成については終わらせていただきたいと思います。

次に、2）農林業系汚染廃棄物の処理についてに入ります。

それでは、総務課長をお願いします。

○総務課長（佐々木義則君） それでは、2番目の農林業系汚染廃棄物の処理について説明をさせていただきますと思います。

説明につきましては、町民生活課長の菊地でございます。

○町民生活課長（菊地卓昭君） 菊地でございます。よろしく願いいたします。

○総務課長（佐々木義則君） 同じく町民生活課課長補佐の阿部でございます。

○町民生活課課長補佐（阿部伸二君） 阿部と申します。よろしく願いいたします。

○総務課長（佐々木義則君） それでは、町民生活課菊地より説明をさせていただきます。

○議長（大橋昭太郎君） 町民生活課長。

○町民生活課長（菊地卓昭君） それでは、農林業系汚染廃棄物の処理についてというところで、説明をさせていただきますと思います。

レジュメと申しますか、それに沿ってお話をしていきたいんですが、1番の概要でございます。

上のほう、上段のほうにつきましては、今回の一般質問でも説明させていただいたとおりでございます。8月4日に開催されました担当課長会議におきまして、涌谷町では今年度は実施しない方向で決めたという話がありました。その後、本町としましては、環境省とか大崎広域と今後の実施方法について協議を行ってまいりました。その結果、2町がそれぞれ個別に前処理施設を設置して、その業務をそれぞれの町が単独で実施するという事で環境省から内諾を得ましたので、本町としましては単独に実施する方向で準備をしてまいりました。

続きまして、2の経過でございますが、裏面を御覧ください。

8月12日からというふうになりますが、8月12日には1市2町の首長が出席した中で、農林業系汚染廃棄物処理進捗状況会議ということで開催されまして、美里町と涌谷町は両町独自で進める方針を確認してきたところでございます。

次に、8月19日には第2回目の進捗状況会議がありまして、これは環境省も同席しまして、意見交換を行いました。環境省担当者に実施方法の変更について、両町とも独自でやるというふうな方法について確認をしてきているところでございます。

9月9日には第3回目の廃棄物処理進捗状況会議、これも首長が、大崎市は代理でございましたが、首長が出席して、今後のスケジュールについて協議を行ってきているところでございます。

続きまして、3の今後の対応ということでございますが、本町としましては、当初の計画どおり令和2年11月から焼却を開始いたします。ただ、前処理施設につきましては建設終わるまでに一定の期間を要することから、今年度につきましては仮設の施設を建てて対応することとします。

本町が令和2年度に処理する量につきましては、運搬、濃度の重量測定からが181トン。裁断、袋詰め、本焼却が24.3トン。これは当初の計画からは変更ございません。

前処理施設と仮設の施設については、大崎東部クリーンセンター南側の敷地内の土地を、涌谷町と2分割して、全ての施設が別々に設置されることとなります。

続きまして、資料のほうの説明をさせていただきます。

別紙1でございます。

農林業系汚染廃棄物の処理の工程表ということでございまして、まず最初に農林業系廃棄物の処理加速化事業ということでございまして、本日議員さん方に説明をさせていただきます、近日中に事業の申請を行いたいというふうに考えております。交付決定の見込みは10月第3週ぐらいになるのではないかとこのところで見込んでございます。

これからの事業の進め方なんです、あくまでも交付決定がないと事業を進められないというふうなところでございまして、第3週、交付決定が10月の第3週、交付決定をいただいた後に契約事務が進んでいくということでございます。

まず委託料、農林業系廃棄物処理業務委託料、これは直接裁断、農家の庭先からの運搬から裁断、袋詰め、あとはクリーンセンターまでの運搬等というふうな業務になりますが、これは3月まで続くということでございます。

放射能濃度測定システム運搬設置委託料ということで、これは県から放射能測定システムを、

無償譲渡を受けます。それで、ただ運搬と設置につきましては町でやっていただきたいということでございまして、その部分について契約をしたいというところでございます。

次に、使用料及び賃借料につきましては、先ほども申し上げたとおり、今年度処理する部分については仮設のプレハブということになりますので、交付決定後に契約、設置をするということになります。同じように、濃度測定用のプレハブも設置をするというところですよ。

次に、工事請負ですが、これが今までになかった工事でございます。単独で前処理施設を建設するということでの工事請負になります。前処理施設の建設工事請負費、工事につきましては、2月末をめどに完成をさせたいということでございまして。保管用のパイプハウスを建設します。4棟建設します。これにつきましては、交付決定後速やかにやって、1か月程度で終わらせたいということです。これに、庭先のローラーを収納するものでございまして、早急に建設をしなければならないということでございまして。さらに、風が強い地域でございまして、防風壁の設置も同じようにしていくということでございまして。

一番下に稲わらの処理と書いてございまして、契約が終われば裁断、裁断は第4週から、1次保管場所からの運搬、サンプリング、重量測定等につきましては、11月の3週頃から始めていきたいというふうに考えております。

次、別紙2でございます。

この図面は前処理施設の配置図になります。上が北側になります。クリーンセンターが建設されている部分ということでございまして。その敷地の南側、2分割した南側が美里町の処理エリアということになります。前処理施設、あとは保管用テント、このような配置となります。さらに四方に防風壁ということで、これを設置させていただくということになります。

経路につきましては一方通行が基本ということでございまして、まずし尿処理施設に行くように、北側の道路を入ってきまして、衛生センターの前を通過して美里町のエリアに入ると。出るときはクリーンセンターに運ぶために出るということで、すぐ西側の道路に出られるというふうな一方通行でお互いやるということになります。

続きまして、別紙3になります。

経費について記載をさせていただきました。

事業費が6,049万7,000円ということでございまして、地方交付税、震災復興特別交付税ということで2分の1、環境衛生費補助金ということで加速化事業補助金が2分の1ということで、2になります。塵芥処理事業他町負担金ということで当初2,655万円を計上しておりましたが、単独でやるという、これは涌谷町からの負担分ということでございまして、これは減というふ

うになります。

併せまして、歳入の増が1,287万7,000円ということになります。

続いて、報償費でございます。変わったところだけお話をさせていただきます。

需用費、電気料金、水道料金につきましては、これはいずれ電気、水道を引っ張らなきゃならないものですから、この料金ということになります。

委託料につきましては、農林業系廃棄物処理業務委託料につきましては、これは涌谷町の分も処理するというふうな計画でございましたが、美里町分だけになるということで2,138万4,000円を減としております。

裁断機の保守点検委託料も、これは今年度使用しないこととなりますので、この裁断機の保守点検につきましてはやらないということで減とさせていただきました。

委託料の減としましては2,187万9,000円ということになります。

使用料及び賃借料につきましては、これは、1つ目は仮設プレハブの賃借料、これは新たに出たものでございまして95万1,000円と、放射能濃度測定用プレハブにつきましては、これはいろいろ男女仮設トイレ含めて計上してございましたが、濃度測定用のプレハブ1つということで減とさせていただきました。使用料及び賃借料につきましては41万2,000円の増ということになります。

続きまして、工事請負費でございます。

前処理施設に係る工事請負費につきましては2,805万円、保管用パイプハウスの建設工事につきましては798万2,000円、防風壁設置工事につきましては213万4,000円、合わせまして3,816万6,000円、これが増ということになります。

備品購入費につきましては、裁断機の購入につきましては、委託料に持っていくというところでございます、これは全部減でございます。

空間線量計の購入は以前と変わりません。

合計としまして、現在の予算額が4,762万円に対しまして、今回の見込額、事業見込額が6,049万7,000円、1,287万7,000円の増と、追加というふうに経費を見込んでおります。

以上でございます。

すみません、最後になりますが、この予算につきましては、今9月議会に追加提案をさせていただきたいというふうに考えております。よろしく申し上げます。

○議長（大橋昭太郎君） ただいま説明をいただきました。皆さんのほうから意見、質問等何かありませんか。山岸議員。

○9番（山岸三男君） 何点かお伺いをしたいと思います。

まず、処理についての2ページ目の上の段で、8月19日、環境省担当者に実施方法について、変更について確認しましたという文言がございますが、この確認しましたということは、環境省の方に説明した上で、環境省の方から何か意見とか疑問な点とかっていう、そういう話はなかったんでしょうか。それが一点です。それをまずお願いします。

○議長（大橋昭太郎君） 町民生活課長。

○町民生活課長（菊地卓昭君） それではお答えします。

環境省からどういうふうな指摘があったかと。

一定程度、大崎広域を通じまして、美里町の計画、涌谷町の計画につきましては環境省に通しておりました。環境省から一番最初にはお叱りを受けました。何でこういう状態になっているんだというふうなところを。ただ、やむを得ないでしょうという中で、あとは方法論について、これからどうしていくんだと。単独で、どういうふうな方法でやっていくか。それを工程、スケジュールをしっかりとってくださいというふうな話がありました。

以上でございます。

○議長（大橋昭太郎君） 山岸議員。

○9番（山岸三男君） 分かりました。

それから、この工程表で、最初の説明で、以前の予定どおりの進め方をするという事なんですけれども、この処理の最終年度が数年かかるという最初のお話でしたよね。今回涌谷町の分が少なくなるわけですよね。そうすると、最終年度が短くなるという可能性はないんですか。

○議長（大橋昭太郎君） 町民生活課長。

○町民生活課長（菊地卓昭君） 涌谷町の量が少なくなるわけではございません。涌谷町も今年度はやらない、今年度はやらないと言いながら、何かやる方向で進めているというふうに聞いております。だから、量的には、我々の大崎広域にお話をしている24.3トンの焼却だけになりますが、今年度は。

だから、基本的に7年間というお話をさせていただいているので、それは基本的に7年間かかりますということでお答えさせていただきます。

○議長（大橋昭太郎君） 山岸議員。

○9番（山岸三男君） 少なくとも処理最終年度は同じという計画でいっていることね。

○議長（大橋昭太郎君） 町民生活課長。

○町民生活課長（菊地卓昭君） 以前から、涌谷町も美里町も焼却をする予定になっております。

それは最初から変わらないので、量が減るということではございません。

今年度涌谷町が燃やさない部分につきましては、燃やせない時期が多分ないだろうと。涌谷町も1月から燃やすというふうなお話をしていきますので、減ることはないという。（「涌谷はやらないって」の声あり）失礼しました。

○議長（大橋昭太郎君） 山岸議員。

○9番（山岸三男君） 美里町の量のことを言っているんです。だから、最初の説明と何かちょっと違ってきますから。納得できないな。

○議長（大橋昭太郎君） 副町長。

○副町長（須田政好君） 今町民生活課長がお話しましたように、本町の焼却する量は変わりません。

それで、これからその東部クリーンセンターでは、本町とそれから涌谷町と大崎市という形で、それぞれの1市2町の部分を燃やすわけですが、その今後の調整は大崎広域が調整して、我々のこれから焼却する計画量どおり燃やさせていただくということでお知らせをいただいております。そこは広域のほうで調整するというところでございます。

○議長（大橋昭太郎君） 山岸議員。

○9番（山岸三男君） 分かりました。

○議長（大橋昭太郎君） ほかにございませんか。（「なし」の声あり）

ないようですので、以上で町長からの説明及び意見を求める事項について終わります。

執行部の皆様、御苦労さまでした。

続きまして、その他に入ります。

お手元に、10月6日開催の県北地方町議会議長会の研修会の資料を配付しております。流れは御覧のとおりですが、会場準備や来庁者誘導に若干お手伝いをいただきたいと思いますと考えています。議会運営委員会の皆さんにお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。（「はい」の声あり）それでは、議運の皆様よろしくお願いたします。

これをもって全員協議会を終了します。

副議長、お願いたします。

○副議長（我妻 薫君） 今日一日、現調から特別委員会、全員協議会まで大変御苦労さまでした。以上で終わります。御苦労さまでした。

午後4時50分 閉会

会議の経過を記載して、相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和2年9月14日

美里町議会議長